

## 業務再点検結果報告

部署名	農村振興局農村政策部農村計画課
部署の業務内容	農山漁村振興に関する総合的な政策、農地転用、農振制度、土地利用調整

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	農山漁村活性化策、農地転用等について、窓口を設置し、予めわかりやすいパンフレット類を用意の上、個別の照会にどの担当が対応しても同じ説明ができるようにしている。  相談の後、制度の内容がよくわかった、等のコメントをいただくことが多い。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	内容に応じ、苦情、相談内容をメモにして担当から課長に報告。必要があれば、当方の対応を改めるよう指示。また、内容によっては、課長が直接対応。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	ホームページでの情報提供、意見募集のほか、農地政策に関する有識者会議(経営局主催)、耕作放棄地に関する研究会(農振局主催)を通じ提出された意見の反映に努めている。  農山漁村活性化方策について当省幹部が地方での意見交換会を実施。現場の意見を聴くことは大切とのコメントをいただいている。  地方での意見交換会の意見を踏まえて農山漁村活性化のための戦略として取りまとめ、平成20年度の政策に反映させた。農地政策見直し案に有識者会議の議論を反映させた。農地転用等個人の財産権に関わる制度改正に当たっては、パブリックコメントを実施。  農地制度見直しに関する地方での意見交換会の後、出された意見がどう取り扱われたのかわからない、との指摘を受けた。21年度概算要求や今後のスケジュールを整理して文書で回答した。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	農地転用制度などで農地を確保して農業振興することと、農地転用を期待する国民との間で利害が対立するところ、法令で定めた基準に従い制度を運営するという基本を徹底する。
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		○		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	農地転用許可後の工事期間中の行為及び違法転用行為により周辺農地の土壌汚染の可能性が想定されるところ、このような事態の発生防止、発生した場合の早期発見、是正措置につき昨年再度周知徹底。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	<p>農地改革プランについての意見 農地転用を厳しくして課税することは矛盾。転用の自由(財産権)を制限するのであれば、納税の義務を免除すべき。</p>		<p>農地は食料生産の基盤であるため、課税について様々な特例を措置しているところ。このような農地を確保していくために転用を規制することは必要である。 なお、農業者が自ら耕作できなくなった農地の有効利用を図る観点から、農地法等の一部を改正する法律案の成立を前提として、他の担い手に貸し付けた場合も納税猶予の適用を受けられるよう措置することとしている。</p>
	<p>農山漁村における雇用に対する意見 現在大きな社会問題となっている非正規雇用の契約解除について、そのような人たちを、これも問題となっている農家の高齢化の受皿や、山林の荒廃の解決に従事する事が出来ないだろうか。</p>		<p>平成21年1月より、雇用対策のとりまとめ等について、農村振興局農村計画課が担当している。具体的な施策ツールを持っているわけではないが、農山漁村の活性化のためには、人を呼ぶ込むことが重要なポイントであり、都市部を含めた現下の厳しい雇用情勢は、逆にチャンスと捉えて取り組んでいく。 具体的には、本省、地方農政局、農政事務所等の「農山漁村雇用相談窓口」機能を活用した情報の受発信に引き続き努めるとともに、今後は、雇用対策の主務省と言える厚生労働省の各種施策との連携、さらにはハローワークとの連携体制の構築などに取り組んでいく。</p>